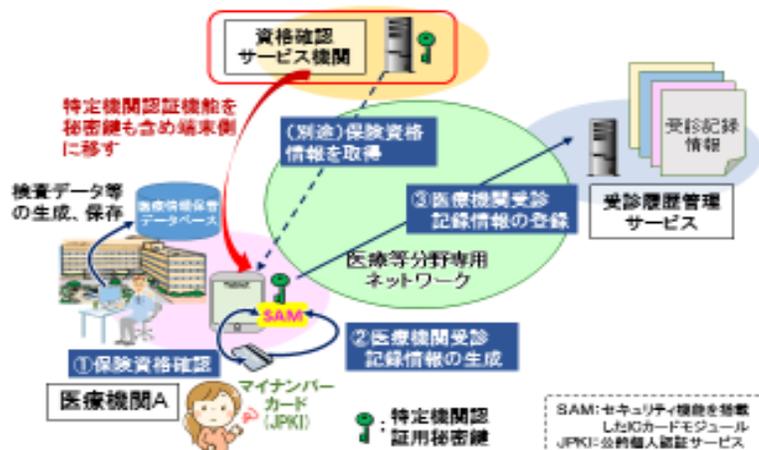


(パンフレット2 <表> 東工大デモシステム)

医療保険資格確認を活用した受診記録情報の生成

〔システム構成〕

医療保険資格確認をPINなし認証(特定機関認証を利用した利用者証明)で実施する場合、マイナンバーカードとPINなし認証を行う端末がそれぞれ相互に認証してデジタル署名を行うことで、電子的な証跡データが生成される。それに時刻情報等を追加することで「誰が、いつ、どの医療機関を受診した」ということを証明できる受診記録とすることができる。



〔デモシステム概要〕 ~受診記録情報生成までを実装~

- ▶ 特定機関認証用秘密鍵を端末側に格納。端末単体で受診記録情報の生成処理を行う
- ▶ マイナンバーカードは模擬カードを利用
- ▶ JPKIの証明書検証や失効情報確認は未実装
- ▶ SAMなどのセキュアモジュールは未実装
- ▶ Windowsタブレット上に実装
- ▶ 受診記録生成の処理時間は約2.3秒



デモシステム提供: 東京工業大学 社会情報流通基盤研究センター

(パンフレット2 <裏>)

受診履歴管理を利用した医療情報の参照

〔サービスイメージ〕

医療等分野専用ネットワークにより受診履歴管理サービスと接続することで、患者は全国のどの医療機関からでも自身の受診記録情報の履歴を参照することができるようになる。

新たな医療機関での受診の際にも、受診記録情報を元に以前に受診した病院から診療した際の医療情報の提供を受けることができる。

患者同意の確認には公的個人認証サービス(JPKI)を活用し、医師が情報の授受を行っていることの確認には保健医療福祉分野公開鍵基盤(HPKI)を活用する。

情報	受診記録の具体的な内容	提案のポイント	実現方法
誰が	医療保険資格確認における証跡情報 患者のJPKI利用者証明用電子証明書 病院の患者識別(診察券等)番号	情報の正当性	保険資格確認の証跡を利用
いつ	システムから取得する時刻情報	患者同意	JPKI(マイナンバーカード)を利用
どの	受診した医療機関を特定する情報	医療情報の授受を行う医師の確認	HPKIを活用



一般財団法人ニューメディア開発協会

<https://www.nmda.or.jp/>
TEL 03(6892)5030 FAX03(6892)5029

